

前橋都市計画道路の変更（前橋市決定）

1. 都市計画道路中3・4・100号西善玉村線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・100	西善玉村線	前橋市西善町	前橋市力丸町	前橋市西善町	約1,820m	地表式	2車線	16m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路中3・4・37号江田町線を廃止する。

理由

前橋都市計画道路3・4・100号西善玉村線は、都市計画道路3・3・78号昭和大橋大胡線を起点とし、玉村町境までを南北につなぐ幹線街路である。

本路線の円滑な交通を確保するため、市道00-104号との交差点部に右折車線を設け、一部区間の幅員を16mから17mに変更する。また、これに併せて交差点付近の線形を変更する。

前橋都市計画道路3・4・37号江田町線は、主要幹線道路である3・4・38号江田天川線と3・3・10号江田天川大島線を結ぶよう計画された地区幹線道路である。

本市では、人口減少社会の到来、環境意識の高まりなどの社会情勢の変化などにより、新たな将来都市像を実現するためのまちづくりを効率的かつ戦略的に進めるため、未整備となっている都市計画道路の必要性の検証を行った。この結果、本路線は都市計画決定当時に比べて必要性が大きく低下し、廃止しても道路ネットワーク上支障がないことから、本路線全線を廃止する。